

設 計 概 要 書

工事名称	高岡テクノドーム別館（仮称）新築工事	
工事場所	高岡市二塚 地内	
工事概要	展示場及び集客・交流施設（延べ面積約 3,200～3,500 ㎡）の新築工事	
工事区分	予 算 額 （千円）	備 考
建築工事 電気設備工事 空調設備工事 給排水衛生設備工事	2, 8 0 0, 0 0 0	基本設計終了時点 本館接続渡り廊下及び外構工事は除く
合 計	2, 8 0 0, 0 0 0	

* 予算額は、直接工事費を示す。

建築設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称
- 高岡テクノドーム別館（仮称）新築工事基本設計業務
2. 計画施設概要

工事名称	高岡テクノドーム別館（仮称）新築工事			
施設場所	高岡市二塚 地内			
施設概要	用 途	構 造	延べ面積	敷地面積
	展示場及び 集客・交流施設	—	約 3,200 ～3,500 m ²	約 22,000 m ²
設計期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
「総合耐震・対津波計画基準」による官庁施設の耐震安全性	官庁施設の種類	耐震安全性の分類		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
	⊙特定の施設 ・一般の施設	・Ⅰ類 ⊙Ⅱ類 ・Ⅲ類	・A類 ⊙B類	・甲類 ⊙乙類
ZEB ランク	・『ZEB』 ・ZEB Ready ・Nearly ZEB ⊙ZEB Oriented 相当			
設計と条件等	別紙のとおり			

Ⅱ 業務仕様

特記仕様に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書」による。

1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で・印の付いたものについては、○印の付いたものを適用する。

2. 管理技術者等の資格要件

(1) 建築士法第3条で定める、当該業務を行うために必要な資格は次のいずれかによる。

- 一級建築士 ・一級建築士または二級建築士
- ・一級建築士、二級建築士または木造建築士
- ・资格要求なし

(2) 管理技術者の資格要件は次のいずれかによる。

- 実務経験年数13年以上の一級建築士 ・一級建築士または二級建築士
- ・一級建築士、二級建築士または木造建築士
- ・建築設備士 ・実務経験が10年以上

(3) 主任担当技術者等の資格要件は次のいずれかによる。

○(3-1)意匠主任担当技術者

- 実務経験年数8年以上の一級建築士 ・二級建築士 ・木造建築士

○(3-2)構造主任担当技術者（次のいずれか）

○構造設計一級建築士

- 一級建築士 ・二級建築士 ・木造建築士 ・実務経験8年以上

○(3-3)電気設備主任担当技術者（次のいずれか）

○設備設計一級建築士

- 一級建築士 ・二級建築士 ・木造建築士
- ・建築設備士 ・実務経験8年以上

○(3-4)機械設備主任担当技術者（次のいずれか）

○設備設計一級建築士

- 一級建築士 ・二級建築士 ・木造建築士
- ・建築設備士 ・実務経験8年以上

・(3-5)法適合性確認技術者

- ・構造設計一級建築士 ・設備設計一級建築士

3. プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

4. 設計業務の範囲

(1) 一般業務

○基本設計

○建築（意匠）基本設計

○建築（構造）基本設計

○電気設備基本設計

○機械設備基本設計（○給排水衛生設備○空調設備）

○工事費概算書

- ◎富山県公共事業の景観づくり指針チェックシート（別紙）作成業務
- ◎市町村の景観づくりに関する条例に基づくチェックシート等（別紙）作成業務
- ◎県有施設基本的性能ガイドライン（案）チェックシート（別紙）作成業務

- ・実施設計
- ・建築（意匠）実施設計
- ・建築（構造）実施設計
- ・電気設備実施設計
- ・機械設備実施設計（・給排水衛生設備・空調設備）
- ・富山県公共事業の景観づくり指針チェックシート作成業務
- ・市町村の景観づくりに関する条例に基づく届出書等作成業務
- ・工事概要書作成業務
- ・県有施設基本的性能ガイドライン（案）チェックシート（別紙）作成業務

（２）追加業務

- ・建築積算業務
- ・電気設備積算業務
- ・機械設備積算業務（・給排水衛生設備・空調設備）
- ・計画通知申請書作成業務
- ◎施設概要書作成業務
- ◎透視図作成〔種類（鳥観図、外観図、内観図×２）、判の大きさ（A3）、枚数（４）、額の有無（有）〕
- ・透視図の写真撮影〔枚数（ ）、判の大きさ（ ）、白黒・カラーの別（ ）〕
- ・模型製作〔縮尺（1/200程度）、主要材料（スチレンボード、スタイロフォーム等）、ケースの有無（無）、及び材質（建築物の窓、バルコニー、外構等を表示）〕
- ・模型の写真撮影〔枚数（ ）、判の大きさ（ ）、白黒・カラーの別（ ）〕
- ・中高層建築物の届出書作成業務
- ・防災計画評定作成業務
- ・省エネルギー関係計算書及び申請書作成業務
- ・リサイクル計画書作成業務
- ◎概略工事工程表作成業務
- ◎都市計画法に関する許可申請検討業務
- ◎外構工事検討業務

（３）その他の業務

- ・耐震診断業務
- ・耐震診断評定業務（・コンクリート強度試験本、・鉄筋研調査箇所）
- ・耐震補強設計業務
- ・耐震補強設計評定業務（・コンクリート強度試験本、・鉄筋研調査箇所）

５．業務の実施

（１）一般事項

- ◎工事予算額に対応した設計業務を行い、調査職員と十分調整すること。
- ◎基本設計業務は、提示された基本計画書、設計と条件及び適用基準等によって行う。

- ・実施設計業務は、提示された基本設計書、設計と条件及び適用基準等によって行う。
- ・積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- 追加業務及びその他の業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。

(2) 打ち合わせ及び記録

打ち合わせは次の時期に行う。

- ① 業務着手時
- ② 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

(3) 貸与資料

- ・貸与資料なし

下記の資料を貸与する。

- 既存建築物の図面及び図面データ（TIFF形式含む）

(4) 適用基準等

※ [] は発行団体とする。

①建築工事

ア 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説	[(一社) 公共建築協会]
イ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説	[(一財) 建築保全センター]
ウ 建築工事設計図書作成基準及び同解説	[(一社) 公共建築協会]
エ 建築C A D図面作成要領 (案)	[(一財) 日本建設情報総合センター、(一社) 公共建築協会]
オ 敷地調査共通仕様書	[(一社) 公共建築協会]
カ 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)	[(一社) 公共建築協会]
キ 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編)	[(一財) 建築保全センター]
ク 建築設計基準及び同解説	[(一社) 公共建築協会]
ケ 建築改修設計基準及び同解説	[(一財) 建築保全センター]
コ 建築構造設計基準及び同解説	[(一社) 公共建築協会]
サ 建築鉄骨設計基準及び同解説	[(一社) 公共建築協会]
シ 鉄骨設計標準図	[(一社) 公共建築協会]
ス 冷間成形角形鋼管設計・施工マニュアル	[日本建築センター]
セ 建築工事標準詳細図	[(一社) 公共建築協会]
ソ 擁壁設計標準図	[(一社) 公共建築協会]
タ 構内舗装・排水設計基準	[(一社) 公共建築協会]
チ 表示・標識標準	[(一社) 公共建築協会]
ツ グリーン庁舎基準及び同解説 (官庁施設の環境保全性に関する基準及び同解説)	[(一社) 公共建築協会]
テ バリアフリー法逐条解説	[日本建築行政会議]
ト 施設整備マニュアル (富山県民福祉条例)	[富山県]
ナ 富山県公共事業の景観づくり指針	[富山県]
ニ 市町村の景観づくりに関する基準等	
ヌ 県有施設基本的性能ガイドライン (案)	[富山県]
ネ 安全・安心ガラス設計施工指針	[(一財) 日本建築防災協会]
ノ 学校におけるガラスの安全設計指針	[(一社) 文教施設協会]
ハ 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針及び同解説	[(一財) 日本建築防災協会]
ヒ 既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針及び同解説	[(一財) 日本建築防災協会]

- フ 屋内運動場等の耐震性能診断基準 [文部科学省]
- ヘ 学校施設の耐震補強マニュアル S 造屋内運動場編 [文部科学省]
- ホ 建築材料設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿 [(一社) 公共建築協会]
- マ 官庁施設の企画立案及び設計マネジメント要領 [(一社) 公共建築協会]
- ミ 構造計算上の留意事項について [富山県]

②建築積算

- ア 公共建築工事積算基準 [(一財) 建築コスト管理システム研究所]
- イ 建築数量積算基準・同解説 [(一財) 建築コスト管理システム研究所]
- ウ 建築工事内訳書標準書式及び同解説 [(一財) 建築コスト管理システム研究所]
- エ 建築工事内訳書作成要領(建築工事編) [(一財) 建築コスト管理システム研究所]
- オ 内訳書作成システム(営繕積算システムR I B C)

③設備工事

- ア 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 [(一社) 公共建築協会]
- イ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説 [(一財) 建築保全センター]
- ウ 建築設備計画基準 [(一社) 公共建築協会、(一財) 全国建築研修センター]
- エ 建築設備設計基準 [(一社) 公共建築協会、(一財) 全国建築研修センター]
- オ 建築設備設計図書作成基準及び同解説 [(一社) 公共建築協会]
- カ 建築C A D図面作成要領(案) [(一財) 日本建設情報総合センター、(一社) 公共建築協会]
- キ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) [(一社) 公共建築協会]
- ク 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) [(一社) 公共建築協会]
- ケ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) [(一社) 公共建築協会]
- コ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) [(一社) 公共建築協会]
- サ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) [(一社) 公共建築協会]
- シ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) [(一社) 公共建築協会]
- ス 排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説 [(一社) 公共建築協会]
- セ 建築設備耐震設計・施工指針 [日本建築センター]
- ソ 建築設備設計計算書作成の手引き [(一社) 公共建築協会、(一財) 全国建築研修センター]
- タ グリーン庁舎基準及び同解説(官庁施設の環境保全性に関する基準及び同解説) [(一社) 公共建築協会]
- チ 県有施設基本的性能ガイドライン(案) [富山県]
- ツ 建築材料設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿 [(一社) 公共建築協会]
- テ 官庁施設の企画立案及び設計マネジメント要領 [(一社) 公共建築協会]

④設備積算

- ア 公共建築工事積算基準 [(一財) 建築コスト管理システム研究所]
- イ 建築設備数量積算基準・同解説 [(一財) 建築コスト管理システム研究所]
- ウ 建築設備工事内訳書標準書式 [(一財) 建築コスト管理システム研究所]
- エ 建築設備工事内訳書作成要領(設備工事編) [(一財) 建築コスト管理システム研究所]
- オ 内訳書作成システム(営繕積算システムR I B C)

(5) 留意事項

①コスト縮減とコストバランス

- ア 社会経済情勢の動向や県民のニーズを的確に把握し、社会資本が備えるべき機能・品質を確保しつつコスト縮減を講じた設計とすること。
- イ 建物の目的や内容に応じ、意匠面、機能面及び性能面におけるコストバランスに十分配慮すること。

②材料等の選定

- ア 材料は汎用品を選定する等、県内で調達・加工が可能な材料を採用することを原則とする。（目的物の機能を果たす上で、県外での調達以外に選択肢がない場合等を除く。）
- イ 県産材及び地場産素材等を積極的に活用した設計に努めること。
- ウ リサイクル製品（富山県認定品）を採用した設計に努めること。

③参考見積書の徴取

- ア 工事費積算にあたり見積書を徴取する必要がある場合は、形状、寸法、品質規格、数量、工期、納入時期及び場所等の条件を提示して見積を依頼すること。（依頼条件についても、見積書と共に成果品として提出すること。）
- イ 見積依頼先は、原則、工種毎に県内の専門業者３者以上とする。（やむを得ず、県外業者に依頼する場合は事前に監督職員の承諾を得ること。）
- ウ 工事又は施工数量が小規模な場合において、積算基準による単価や物価資料に掲載されている単価を採用することで、積算額と実勢価格に乖離が発生する恐れがある場合は、見積価格の採用を検討する。

④関係法令の遵守等

- ア 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び富山県民福祉条例を遵守すること。
- イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律を遵守すること。
- ウ 自然エネルギーの活用、省エネルギー設備及び建築廃材の削減等、環境負荷の低減に配慮した設計とすること。

⑤既存建物の改修を伴う場合

既存建物の改修、解体を伴う場合は、石綿等の取扱いは下記のとおりとする。

- ア 全ての材料について、設計図書等を確認する方法及び目視により確認する方法により石綿等の使用の有無の調査を行うこと
- イ 上記調査は業務受託後速やかに行うこととし、その結果を監督職員に報告すること。
- ウ 工事範囲に石綿含有建材等が使用されている場合は、使用部位、材料名、数量（見付寸法及び面積）、厚さ等を調査し、仕上表に明記すること。また、平面図、立面図、断面図、詳細図（平面、断面）、展開図、天井伏図等にその旨明記すること。
- エ 石綿等の含有の有無が明らかとならなかった場合は、原則、使用されているものとみなして取り扱うこと。
- オ 空調機器はフロンガスの有無を調査し、その結果を監督職員に報告すること。

6. 成果物

（１）一般事項

- ① 設計図、工事内訳書等は原則として建築・電気設備・給排水衛生設備・空調設備・浄化槽設備・外構の工事区分毎に作成する。
- ② 工区分けをする場合は調査職員の指示により作成する。
- ③ 工事区分毎に、工事名・図面目次を記入した表紙を作成する。
- ④ 特記仕様書は県のものとし調査職員の指示により作成する。
- ⑤ 設計原図の大きさはA□判、材質は（○普通紙 ・トレーシングペーパー）とする。

（２）提出部数等

- ① 図面等
 - ・設計原図（・概略工事工程表の図示） ※工事区分毎に、図面ファイルに入れて提出

- ・陽画焼[□]部
- ・設計原図縮小A3判[□]部
- ・計画通知用製本[□]部

② 資料等（特記なきものはすべて1部）

- ・構造計算書（計算書1式PDFデータ含む）
- ・建築工事内訳書、金抜き（・RIBCによる）並びに設計数量根拠（見積書、数量表等）
- ・設備工事内訳書、金抜き（・RIBCによる）並びに設計数量根拠（見積書、数量表等）
- ・CADデータ一式（JWW形式及びPDFデータ共）
- ・中高層建築物の届出書
- ・防災計画評定
- ・省エネルギー関係計算書
- ・省エネ基準への適合性に関する説明書
- ・リサイクル計画書
- ・耐震診断報告書（報告書1式PDFデータ含む）3部
- ・耐震診断概要書（概要書1式PDFデータ含む）3部
- ・耐震補強計画報告書（報告書1式PDFデータ含む）3部
- ・耐震補強計画概要書（概要書1式PDFデータ含む）3部
- ・耐震評定書
- ・耐震評定書の写し 2部
- ◎富山県公共事業の景観づくりチェックシート
 - ・市町村の景観づくりに関する条例に基づく届出書等
- ◎市町村の景観づくりに関する条例に基づくチェックシート
- ◎基本設計説明書（A3サイズとする） 10部
 - ・工事概要書
- ◎施設概要書（施設概要、計画コンセプト、パース等をA3にまとめたもの）
- ◎県有施設基本的性能ガイドライン（案）チェックシート
 - ・現地調査報告書
- ◎都市計画法に関する許可申請検討業務報告書
- ◎外構工事検討業務報告書

③ その他

- ◎透視図
 - ・透視図の写真
 - ・模 型
 - ・模型の写真

（3）設計数量根拠表及び見積書等の積算資料はA4版とし、一括ファイルにして提出する。

7. 電子納品

- （1）電子納品は、「富山県電子納品運用ガイドライン(案) [建築設計業務編]」に基づいて行うものとする。
- （2）電子成果品は、電子媒体(CD-R 又は DVD-R)で1部提出する。併せて、電子媒体に格納するデータを含む成果品一式を紙で1部提出する。
- （3）構造計算書、省エネルギー関係計算書及び耐震補強計画報告書は、PDF形式とし、電子媒体に格納する。

- (4) その他、電子納品に関する詳細な取扱い等については、調査職員と協議の上、決定する。

8. 個人情報取扱特記事項

(1) 基本的事項

受注者は、この契約による業務（以下「委託業務」という。）を処理するために個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報（特定個人情報を除く。以下同じ。）、法第 2 条第 5 項に規定する仮名加工情報、法第 2 条第 6 項に規定する匿名加工情報、法第 73 条第 3 項に規定する削除情報等、法第 109 条第 4 項に規定する削除情報及び法第 116 条第 1 項の規定により行った加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

(2) 取得の制限

受注者は、委託業務を処理するために個人情報等を取得するときは、当該委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(3) 個人情報等に関する秘密の保持

受注者は、委託業務を処理する上で知り得た個人情報等に関する秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(4) 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、委託業務を処理するために取り扱う個人情報等を当該委託業務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(5) 安全確保の措置

受注者は、委託業務を処理するために取り扱う個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(6) 派遣労働者等の利用時の措置

- ① 受注者は、委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- ② 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(7) 再委託

- ① 受注者は、委託業務の一部を第三者（受注者の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に再委託する場合（建築設計業務委託共通仕様書に定める「軽微な部分」を除く。）、事前に書面により発注者の承諾を得るとともに、本特記事項に定める、発注者が受注者に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。
- ② 受注者は、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- ③ ①、②の内容は、承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。

(8) 従事者への周知及び監督

- ① 受注者は、委託業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該委託業務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。

② 受注者は、委託業務を処理するために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(9) 複写又は複製の禁止

受注者は、委託業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(10) 資料等の返還及び廃棄

① 受注者は、委託業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報等が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

② 受注者は、委託業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者が自ら作成し、若しくは取得した個人情報等が記録された資料等（前記①の規定により発注者に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(11) 取扱状況の報告及び調査

発注者は、必要があると認めるときは、委託業務を処理するために取り扱う個人情報等の取扱状況を受注者に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

(12) 指示

発注者は、受注者が委託業務を処理するために取り扱っている個人情報等について、その取扱いが不適正と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

(13) 事故報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(14) 損害のために生じた経費の負担

委託業務の処理に関し、個人情報等の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。

(15) 名称等の公表

発注者は、受注者がこの契約に違反し、個人情報等の不適正な取扱いを行った場合において、事前に受注者から事情の聴取を行った上で、次の①から⑤までのいずれかに該当すると認められるときは、受注者の名称、所在地及びその個人情報等の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

① （３）の規定に違反し秘密を漏らしたとき。

② （４）の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。

③ （５）の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報等を漏えい、滅失又はき損したとき。

④ ①から③までに相当する個人情報等の不適正な取扱いがあるとき。

⑤ ①から④までに規定するもののほか、個人情報等の不適正な取扱いの態様、個人情報等の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。

(16) 業務計画書への記載

受注者は、業務計画書に上記（１）～（１５）について、遵守する旨を記載するものとする。

9. ウィークリースタンス

- (1) 建設関係企業の担い手確保や生産性向上のため、この業務は受発注者間の仕事の進め方として、下記のとおり、ウィークリースタンスの取り組みに努めることとする。
- ①月曜日を依頼の期限日としない（マンデー・ノーピリオド）
 - ②水曜日は定時に帰宅できるよう必要な対応を心がける（ウェンズデー・ホーム）
 - ③金曜日に依頼しない（フライデー・ノーリクエスト）
 - ④昼休みや午後5時以降の打ち合わせをしない（ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング）
 - ⑤定時間際、定時後の依頼をしない（イブニング・ノーリクエスト）
- (2) この取り組みは、受発注者間の業務を進める上での姿勢を示したものであり、現場条件や企業の方針等により曜日の変更等を行うことができるものとする。
- (3) 災害発生時などの緊急対応については、上記の限りではなく、受発注者が協力して臨機の対応を行うものとする。

10. その他

- ※ 受注者は、業務の実施にあたり賠償責任保険に加入していなければならない。
- ※ この設計業務委託で締結予定の著作権等の契約約款は、[A約款（著作権が受注者又は発注者及び受注者の共有）]~~—[B約款（著作権の譲渡）]~~とする。
- ※ 受注者は、業務完了後において、委託金額 500 万円以上の業務について、業務完了後 10 日以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に基づき「業務カルテ」を作成し、調査職員の確認を受けた後、(社)公共建築協会に提出するとともに、(社)公共建築協会発行の「業務カルテ受領書」の写しを調査職員に提出しなければならない。
- ※ 受注者は、本業務を実施するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、下請業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、下請業者から報告を受けた受託者は、速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- ※ 業務委託料については、国土交通省大臣官房官庁営繕部「官庁施設の設計業務等積算基準」（令和6年改定）及び「官庁施設の設計業務等積算要領」（令和6年改定）を準用し積算している。

富山県公共事業（建築物）の景観づくり指針チェックシート

ー A、Bランク用 ー

工事名

景観重要度		☐ A ランク ☐ B ランク	行為の場所	市町村	地内
景 観 に 関 す る 地 域 特 性					
類 型		☐ 山岳里山景観 ☐ 海岸景観 ☐ 田園景観 ☐ 商業・業務景観 ☐ 住宅地景観 ☐ 産業施設景観 ☐ 歴史的町並み景観			
景観に関連する地区制度等	関連法令	☐ 無 ☐ 国立・国定公園 (名称) ☐ 伝建地区 (名称) ☐ 風致地区 (名称) ☐ 景観計画区域（重点区域） (名称) ☐ その他 ()			
	県条例	☐ 無 ☐ 県立自然・県定公園 (名称) ☐ 自然環境保全地域 (名称) ☐ 景観づくり重点地域 (名称 立山・大山地区景観づくり重点地域) ☐ 景観条例[ふるさと眺望点] (名称) ☐ その他 ()			
	市町村景観条例	・富山市景観まちづくり条例 (☐ 大手モール地区 ☐ 八尾地区) ・高岡市町並み保存・都市形成に関する条例 (☐ 池の端通り地区 ☐ 旧北陸街道福岡地区) ・氷見市景観条例 ・砺波市景観まちづくり条例 ・南砺市五箇山景観条例（旧平地域・旧上平地域） ・立山町みどり維新の景観まちづくり条例			
市町村や住民の景観づくりに関する活動		☐ 無 ☐ 住民による協定 (名称 , 期間) ☐ 景観に関連する定期的なイベント (名称 , 期間) ☐ その他 ()			
景 観 資 源		☐ 無 ☐ 有（自然： 歴史： 文化： ）			
行為周辺の景観に関する整備状況		☐ 一般的 ☐ 特に配慮している（配慮している要素 ☐ 自然 ☐ 歴史 ☐ 都市 ☐ 観光資源）			
利 用 者		☐ 生活者 ☐ 通過交通 ☐ 来訪者・観光利用			
指 針			具体的な配慮又は工夫の内容		
第1 基本事項					
1 公共事業の計画地及びその周辺地域の自然、歴史、文化等の景観上の特性を把握し、人々に親しまれ、誇りとされる景観を創出するよう工夫する。					
2 事業の目的を踏まえたうえで、施設の機能性、安全性はもとより、経済性等にも配慮しつつ、景観づくりのための先導的な役割を果たすよう工夫する。					
3 都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県及び市町村の条例、計画等に基づく景観づくりに関連する施設や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。					
第2 事業の進め方					
1 地域における景観づくりが一体的に、効果的に推進されるよう、他の公共事業を行う者と十分に連携を図る。					
2 景観づくりに関する整備内容は、地域の景観等の状況や施設の規模等の事業の特性などに応じて、事業毎に検討する。					

3 地域の景観に大きな影響を及ぼす、あるいは市域のシンボルとなるような事業については、計画策定等に際し、地域住民の意見が反映されるよう配慮する。	
4 大規模な事業や長期にわたる事業は、事業の各段階で景観への影響を確認し、事業全体の景観づくりの目標を達成するよう工夫する。	

第3 共通事項

1 基本 事項		ア 第4 施設別指針 11 建築物、工作物の(1)位置、アと同じ。	
	(1)眺望	イ 山、海、川等の自然や田園、町並み等の眺望を楽しむことができる場を設けるよう工夫する。	
	(2)色彩	ア、イ 第4 施設別指針 11 建築物、工作物の(3)色彩、ア、イと同じ。	
	(3)素材	ア、イ、ウ 第4 施設別指針 11 建築物、工作物の(4)素材、ア、イ、ウと同じ	
	(4)既存施設の活用	歴史的建築物や伝統的工法による工作物等の優れた既存施設を保全し、生かすよう配慮する。	
	(5)季節等の変化	構造物の形態、意匠、色彩等のほか、植栽の種類や照明の方法等は、季節や時間の変化の中で違和感のないよう配慮する。	
	(6)水と緑の活用	水辺の自然植生の保全や都市の緑にせせらぎを配するなど、水と緑に彩られた景観を創出するよう工夫する。	
	(7)工事中の配慮	長期にわたる事業においては、工事現場周辺において圧迫感や繁雑さを感じさせないよう工夫する。	
2 要素別 事項	(5) 標識、公共広告物	ア 標識等の数をできる限り少なくするほか、大きさや形態をそろえるなど、景観上の繁雑さを軽減するよう配慮する。	
		イ 公共広告物等は、周辺の自然や町並み等の状況に応じた形態、意匠、色彩等とするなど、周辺の景観に調和するよう工夫する。	
	(6)照明	ア 第4 施設別指針 11 建築物の(6)その他、アと同じ。	
		イ 照明施設の器具や支柱等の形態、意匠、色彩等は、周辺の自然や町並み等の景観に調和するよう工夫する。	

第4 施設別指針（11 建築物）

1 富山県大規模行為の景観づくり基準に適合するよう工夫する	☐ 富山県大規模行為の景観づくり基準		
	(1)位置	ア 地形の大幅な改変を生ずる場所のほか、山並みの眺望や水辺の連続性を阻害する場所など、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうおそれのある地点の立地を避けるよう配慮する。	
		イ 建築物の形態、町並みの状況等に応じて、道路境界等からの後退距離を工夫するほか、町並みを構成する建築物の壁面線などに配慮する。	
		ウ 敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺の町並み等の景観を損なうことのないよう工夫する。	
	(2)形態及び意匠	ア 過剰な装飾を避け、屋外設備機器等を遮蔽するほか、むやみに広告物等設置しないなど、建築物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう配慮する。	
		イ 敷地内に複数の建築物や工作物を設ける場合は、これらの建築物等が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。	
		ウ 周辺の町並みや田園、自然等の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう工夫をする。	

1 富山県大規模行為の景観づくり基準に適合するよう工夫する	(3) 色彩	ア 外壁、屋根等の基調となる色彩は、高い彩度を避けるほか、背景となる町並み、自然等と色相や色調をそろえるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。	
		イ 建築物に付帯する屋外設備機器、広告物等の色彩は、建築物と色相をそろえるなど、建築物本体の色彩と調和するよう工夫する。	
		ウ 外壁、屋根等に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が建築物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。	
	(4) 素材	ア 耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。	
		イ 地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等がある地域では、これらを景観づくりに生かすよう工夫する。	
		ウ 自然が豊かな地域や閑静な住宅地、歴史的な町並みでは、反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。	
	(5) 敷地の緑化	ア 敷地内は、建築物の状況や地域の環境等に応じた樹種等でできる限り緑化するとともに、周囲を囲う場合は、中高木を組み合わせた植栽等を活用するよう配慮する。	
		イ 敷地内の優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や建築物の修景に生かすよう工夫する。	
		ウ 道路等の公共空間に面する部分に中高木を植栽するなど、町並み等にうるおいを与えるよう配慮する。	
	(6) その他	ア 屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生垣等を設け、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。	
イ 過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど、夜間の景観に配慮する。			
ウ 敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を減らすよう配慮する。			
2 建築物及び工作物の屋外空間は、利用しやすいよう、開放性に配慮する。			
取り組みの中で特筆すべき事項等			

景観づくりの基準チェックシート

地域の景観づくりのために配慮等が必要な事項について、具体的な配慮や工夫の内容を文章で記述してください。

□ 建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更			
件 名		記入者	
行為の場所			
周辺景観の特性			
項 目	基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否
1 基本事項	1 大規模行為の計画地及びその周辺地域の自然、歴史、文化等の景観上の特性を把握し、大規模行為の景観づくりに適切に反映させる。 2 周辺の景観と四季を通じて調和するよう配慮するとともに、水と緑の活用、多様で創造的な発想や工夫の尊重などにより、生き生きとした魅力あふれる景観の創出を図る。 3 都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県及び市町村の条例、計画等に基づく景観づくりに関連する施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。		
2 個別事項	(1)位置	ア 地形の大幅な改変を生ずる場所のほか、山並みの眺望や水辺の連続性を阻害する場所など、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうおそれのある地点への立地を避けるよう配慮する。	
		イ 建築物の形態、町並みの状況等に応じて、道路境界等からの後退距離を工夫するほか、町並みの連続性が重視される地域では、町並みを構成する建築物の壁面線などに配慮する。	
		ウ 敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺の町並み等の景観を損なうことのないよう工夫する。	
	(2)形態及び意匠	ア 過剰な装飾を避け、屋外設備機器等を遮へいするほか、むやみに広告物等を設置しないなど、建築物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう配慮する。	
		イ 敷地内に複数の建築物や工作物を設ける場合は、これらの建築物等が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。	
		ウ 周辺の町並みや田園、自然等の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう工夫する。	

項 目		基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否
2 個別事項	(3)色彩	ア 外壁、屋根等の基調となる色彩は、高い彩度を避けるほか、背景となる町並み、自然等と色相や色調をそろえるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。		
		イ 建築物に付帯する屋外設備機器、広告物等の色彩は、建築物と色相をそろえるなど、建築物本体の色彩と調和するよう工夫する。		
		ウ 外壁、屋根等に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が建築物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。		
	(4)素材	ア 耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。		
		イ 地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等がある地域では、これらを景観づくりに生かすよう工夫する。		
		ウ 自然が豊かな地域や閑静な住宅地、歴史的な町並みでは、反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。		
	(5)敷地の緑化	ア 敷地内は、建築物の状況や地域の環境等に応じた樹種等でできる限り緑化するとともに、周囲を囲う場合は、中高木を組み合わせた植栽等を活用するよう配慮する。		
		イ 敷地内の優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や建築物の修景に生かすよう工夫する。		
		ウ 道路等の公共空間に面する部分に中高木を植栽するなど、町並み等にうるおいを与えるよう配慮する。		
	(6)その他	ア 屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生垣等を設け、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。		
		イ 過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど、夜間の景観に配慮する。		
		ウ 敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を減らすよう配慮する。		

景観づくりの基準チェックシート

地域の景観づくりのために配慮等が必要な事項について、具体的な配慮や工夫の内容を文章で記述してください。

② 工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更			
件 名		記入者	
行為の場所			
周辺景観の特性			
項 目	基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否
1 基本事項	1 大規模行為の計画地及びその周辺地域の自然、歴史、文化等の景観上の特性を把握し、大規模行為の景観づくりに適切に反映させる。		
	2 周辺の景観と四季を通じて調和するよう配慮するとともに、水と緑の活用、多様で創造的な発想や工夫の尊重などにより、生き生きとした魅力あふれる景観の創出を図る。		
	3 都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県及び市町村の条例、計画等に基づく景観づくりに関連する施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。		
2 個別事項	(1)位置	ア 地形の大幅な改変を生ずる場所のほか、山並みの眺望や水辺の連続性を阻害する場所など、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうおそれのある地点への立地を避けるよう配慮する。	
		イ 工作物の形態、町並みの状況等に応じて、道路境界等からの後退距離を工夫するほか、町並みの連続性が重視される地域では、町並みを構成する建築物の壁面線などに配慮する。	
		ウ 敷地内の歴史的な建築物や工作物、優れた樹木等を保存するほか、周辺の町並み等の景観を損なうことのないよう工夫する。	
	(2)形態及び意匠	ア 使用部材数を抑え、設備配管等を遮へいするほか、むやみに広告物を設置しないなど、工作物自体がすっきりとまとまりのあるものとなるよう配慮する。	
		イ 敷地内に複数の工作物を設ける場合や建築物の付属物として設ける場合は、これらの建築物や工作物が相互に調和し、全体としてまとまりのあるものとなるよう工夫する。	
		ウ 周辺の町並みや田園、自然等の景観との調和を図るとともに、道路等の公共空間に面する部分は、歩行者等と与える圧迫感を和らげるよう工夫する。	

項 目		基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否
2 個別事項	(3) 色彩	ア 工作物の基調となる色彩は、高い彩度を避けるほか、背景となる町並み、自然等と色相や色調をそろえるなど、周辺の景観と調和するよう工夫する。		
		イ 工作物に付帯する屋外設備機器、広告物等の色彩は、工作物と色相をそろえるなど、工作物本体の色彩と調和するよう工夫する。		
		ウ 工作物に強調色を使用する場合は、その色彩や使用範囲、使用部位等の構成が工作物全体として調和し、周辺の景観とも調和するよう工夫する。		
	(4) 素材	ア 耐久性があり、汚れにくいなど、維持管理が容易で経年による景観上の質の低下が少ない素材を使用するよう配慮する。		
		イ 地域の優れた景観を特徴づける自然素材、伝統的素材等がある地域では、これらを景観づくりに生かすよう工夫する。		
		ウ 自然が豊かな地域や閑静な住宅地、歴史的な町並みでは、反射性が高いなど、周辺から際立って見える素材の使用を避けるよう配慮する。		
	(5) 敷地の緑化	ア 敷地内は、工作物の状況や地域の環境等に応じた樹種等でできる限り緑化するとともに、周囲を囲う場合は、中高木を組み合わせた植栽等を活用するよう配慮する。		
		イ 敷地内の優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行い、敷地の緑化や工作物の修景に生かすよう工夫する。		
		ウ 道路等の公共空間に面する部分に中高木を植栽するなど、町並み等にうるおいを与えるよう配慮する。		
	(6) その他	ア 屋外駐車場は、安全上及び防犯上支障のない範囲で周囲に生垣等を設け、出入口の数や位置を工夫するなど、景観に与える影響を軽減するよう配慮する。		
		イ 過度に明るい光や鮮やかな色の光が周囲に散乱しないよう、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫するなど、夜間の景観に配慮する。		
		ウ 敷地内の既存施設が景観を阻害している場合は、増築等に併せて景観に対する支障を減らすよう配慮する。		

景観づくりの基準チェックシート

地域の景観づくりのために配慮等が必要な事項について、具体的な配慮や工夫の内容を文章で記述してください。

③ 土地の区画形質の変更（水面の埋立て及び干拓を含む。）			
件 名		記入者	
行為の場所			
周辺景観の特性			
項 目	基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否
1 基本事項	1 大規模行為の計画地及びその周辺地域の自然、歴史、文化等の景観上の特性を把握し、大規模行為の景観づくりに適切に反映させる。		
	2 周辺の景観と四季を通じて調和するよう配慮するとともに、水と緑の活用、多様で創造的な発想や工夫の尊重などにより、生き生きとした魅力あふれる景観の創出を図る。		
	3 都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県及び市町村の条例、計画等に基づく景観づくりに関連する施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。		
2 個別事項	(1) 土地の形状	従来の地形をできる限り生かすよう工夫するとともに、大幅な地形の改変が必要な場合は、主要な眺望点からの眺望を著しく損なうことのないよう配慮する。	
	(2) 土地の緑化	優れた樹木や樹林は、できる限り保存又は移植を行うほか、緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等で緑化するよう配慮する。	
	(3) 法面の外観	法面や擁壁は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続させるほか、自然素材等の仕上げや緑化を行うなど、周辺の景観への影響を軽減するよう工夫する。	

景観づくりの基準チェックシート

地域の景観づくりのために配慮等が必要な事項について、具体的な配慮や工夫の内容を文章で記述してください。

④ 屋外における物品の集積又は貯蔵			
件 名		記入者	
行為の場所			
周辺景観の特性			
項 目	基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否
1 基本事項	1 大規模行為の計画地及びその周辺地域の自然、歴史、文化等の景観上の特性を把握し、大規模行為の景観づくりに適切に反映させる。		
	2 周辺の景観と四季を通じて調和するよう配慮するとともに、水と緑の活用、多様で創造的な発想や工夫の尊重などにより、生き生きとした魅力あふれる景観の創出を図る。		
	3 都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県及び市町村の条例、計画等に基づく景観づくりに関連する施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。		
2 個別事項	(1) 集積又は貯蔵の方法	集積等は、高さを抑え、整然と行うなど、できる限りすっきりと見えるよう工夫するほか、道路境界等から離すなど、歩行者等に与える圧迫感を和らげるよう配慮する。	
	(2) 遮へい	植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する。	

景観づくりの基準チェックシート

地域の景観づくりのために配慮等が必要な事項について、具体的な配慮や工夫の内容を文章で記述してください。

⑤ 鉱物の掘採又は土石の類の採取			
件 名		記入者	
行為の場所			
周辺景観の特性			
項 目	基 準	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否
1 基本事項	1 大規模行為の計画地及びその周辺地域の自然、歴史、文化等の景観上の特性を把握し、大規模行為の景観づくりに適切に反映させる。		
	2 周辺の景観と四季を通じて調和するよう配慮するとともに、水と緑の活用、多様で創造的な発想や工夫の尊重などにより、生き生きとした魅力あふれる景観の創出を図る。		
	3 都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の法令のほか、県及び市町村の条例、計画等に基づく景観づくりに関連する施策や地域住民の景観づくり活動との整合に配慮する。		
2 個別事項	(1)遮へい	植栽等で遮へいし、出入口を目立たない位置に設けるなど、周囲の道路から見えにくくするほか、主要な眺望点からの眺望を損なわないよう配慮する。	
	(2)跡地の形状	地形の改変をできる限り小さくするよう配慮するとともに、法面は、規模を抑え、周囲の地形と滑らかに連続するよう工夫する。	
	(3)跡地の緑化	掘採等が終了したところから、自然に近い緑の生育環境を整え、地域の環境等に応じた樹種等を用いるなど、速やかに緑が復元するよう工夫する。	

県有施設基本的性能ガイドライン（案）

このガイドライン（案）は、県有施設の設計を進める際の基本的性能のあるべき水準について、富山県建築設計監理協同組合とともに策定したものである。

平成１６年度の設計委託業務から試行を行い、平成１７年度から本施行する予定である。

１ 対象となる施設について

- ① 県有施設として特殊なものは除外する。
- ② 比較的設計に携わる機会が多い施設の水準をベースとしている。
（具体例・・・学校、県営住宅、福祉施設、小規模庁舎等）
- ③ 各項目については、調査職員の指示により適用の有無を決定する。

２ 使い方

- ① 調査職員が必要な項目について、摘要欄にチェックをつける。
- ② 設計者が①の項目に留意しながら設計を行い、設計欄にチェックをつける。
- ③ 調査職員が納品された設計図書の内容を確認し、確認欄にチェックをつける。
- ④ 特に留意すべき事項、詳細な内容等については、備考欄に記載する。
（①⇔②では、お互いに確認し合い、摘要する項目を変更してもよい）

３ 注意事項

- ① 各性能の内容は基本的なポイントをまとめたものとし、詳細な内容については国の基準や解説を参考とすること。
- ② 発注者、受注者ともに負担が少なくなるように単純化したため、特殊な施設を設計する際には、本ガイドラインに加えて別途配慮が必要である。

設計の視点	項 目	内 容	ページ
１章 社会性	１-１ 地域性	１-１-１ 地域性に関する性能	i -1
	１-２ 景観性	１-２-１ 景観性に関する性能	i -1
２章 環境保全性	２-１ 環境負荷低減	２-１-１ 適正使用・適正処理に関する性能	ii -1
		２-１-２ エコマテリアルに関する性能	ii -1
		２-１-３ 省エネルギー・省資源に関する性能	ii -2
	２-２ 周辺環境保全性	２-２-１ 地域生態系保全に関する性能	ii -2
３章 安全性	３-１ 防災性	３-１-１ 耐震に関する性能	iii -1
		３-１-２ 対火災に関する性能	iii -3
		３-１-３ 対浸水に関する性能	iii -4
		３-１-４ 耐風に関する性能	iii -5
		３-１-５ 耐雪・耐寒に関する性能	iii -5
		３-１-６ 対落雷に関する性能	iii -6
		３-１-７ 常時荷重に関する性能	iii -6
	３-２ 機能維持性	３-２-１ 機能維持性に関する性能	iii -7
	３-３ 防犯性	３-３-１ 防犯性に関する性能	iii -7
４章 機能性	４-１ 利便性	４-１-１ 移動に関する性能	iv -1
		４-１-２ 操作に関する性能	iv -1
	４-２ バリアフリー	４-２-１ バリアフリーに関する性能	iv -2
	４-３ 室内環境	４-３-１ 音環境に関する性能	iv -2
		４-３-２ 光環境に関する性能	iv -3
		４-３-３ 熱環境に関する性能	iv -4
		４-３-４ 空気環境に関する性能	iv -4
		４-３-５ 衛生環境に関する性能	iv -5
		４-３-６ 振動に関する性能	iv -6
	４-４ 情報化対応性	４-４-１ 情報設備設置環境に関する性能	iv -6
		４-４-２ 情報設備信頼性に関する性能	iv -7
		４-４-３ 情報設備拡張性に関する性能	iv -7
５章 経済性	５-１ 耐用性	５-１-１ 耐久性に関する性能	v -1
		５-１-２ フレキシビリティに関する性能	v -1
	５-２ 保全性	５-２-１ 作業性に関する性能	v -2
		５-２-２ 更新性に関する性能	v -2

県有施設基本的性能ガイドライン（案）チェックシート

第 1 章 社会性に関する性能

項目	水準	対象	技術的事項	チェック項目		適用	設計	確認	備 考
1－1 地域性									
1－1－1 地域性	地域の持つ歴史・文化・風土・などの特性へ配慮し、地域との関わりを通して地域の活性化へ寄与するために、地域の特性への配慮及び地域との関わりについて、関係者と合意形成が得られている	すべて	「歴史・文化・風土」への配慮	建築様式、モチーフ、技法、構法（格子、屋根形状、瓦、壁等）					
			周辺の歴史・文化・風土に配慮した素材、工法、構法等により、地域のまちなみとの調和がはかられている	建築の使い方、平面計画（武家屋敷、町屋、縁側、路地空間等）					
				建築技術（防風林、合掌造り等）					
				建築部材（地場産木・石材、竹材等）					
			歴史的建築物、まちなみの保存・再生	歴史的建造物の保存・再生					
			歴史的建築物、まちなみの持つ歴史・文化等を尊重している	歴史的まちなみの保存・再生					
			関連計画との調整	都市計画、地区計画、条例、指導要領、マスタープラン、ガイドライン、協定等					
			上位計画、関連計画との整合、調整が図られている						
			周辺施設との連携	歩行者空間のバリアフリー化、サイン計画、地域冷暖房システム等					
			地域における他施設との連携による相乗効果又は機能補完が発揮されている	防災システム、地域情報発信システム等					
			内部空間	市民活動の場					
			外部・半外部空間	広場空間、アトリウム等					
1－2 景観性									
1－2－1 景観性	施設周辺の自然環境や都市環境などのうち、地域の持つ歴史・文化・風土などの特性のうち主に視覚的な要素に対して調和を図るため、地域の特性について、関係者との合意形成が得られている	すべて	周辺の自然環境への配慮	自然環境の位置、形状、分布、変遷等の把握 デザインへの反映		富山県公共事業の 景観づくり指針 チェックシートによる			
			周辺の自然環境との調和が図られている その地域・地区の良好な自然景観形成をリードしている						
			周辺の都市環境への配慮	景観ゾーン、景観軸、景観拠点等の把握 デザインへの反映 スカイライン、ランドマーク、ビスタ、アイストップ等の活用 施設の形態、外壁の色彩、素材等の調和					
			周辺の都市環境との調和が図られている。 その地域・地区の良好な都市景観形成をリードしている						

第2章 環境保全性に関する性能

項目	水準	対象	技術的事項	チェック項目	適用	設計	確認	備考
2－1 環境負荷低減性								
2－1－1 適正使用・適正処理	施設のライフサイクルにわたって発生する廃棄物を削減するために、廃棄物の発生の抑制、再資源化、適正処理に効果の高い手法を採用し、総合的に環境負荷を低減している。	すべて	建設副産物の発生を抑制	プレハブ化、ユニット化等				
			モジュール化等により建設副産物の発生の抑制が図られている					
			建設副産物の再資源化	現場内に分別・保管場所の確保				
			分別収集の徹底により、建設副産物の再資源化が図られている	廃材や端材などの各収集容器に分別の種類を明示等				
				アスファルト、コンクリート（再生骨材、路盤材等）				
				建設汚泥（流動化処理土、再生ベントナイト泥水）				
				建設発生木材（チップ化等）				
				仮設資材の使用抑制、再使用				
			オゾン層破壊物質対策	発泡断熱材 指定フロン発泡断熱材の不使用				
			オゾン層破壊物質は原則使用禁止し、代替品への切り替えが図られている	材 代替フロン使用回避				
				冷媒 オゾン破壊係数0かつ地球温暖化係数小				
				消化剤 オゾン破壊係数0				
			温室効果ガス対策	SF6を使用しない真空遮断機、モールド式変圧器				
			地球温暖化係数の高い温室効果ガス(SF6)の使用ができる限り回避され、使用されている場合は、漏洩防止、適正回収の手段が確保されている	SF6を使用した機器は適切な回収				
			施設運用時の対策	廃棄物の分別・保管場所に十分なスペースの確保等				
2－1－2 エコマテリアル	人体への安全性、環境への影響、資源循環に配慮するために、建築資機材の選定を通じ、総合的に環境負荷を低減している。	すべて	人体に無害な材料	飛散性アスベストを含む建材の使用回避				
			人体の安全性、快適性が損なわれない建設資機材が採用されている	EM ケーブルの採用等				
				ホルムアルデヒドや VOC（揮発性有機化合物）発生の恐れが少ない建築資材				
				環境ホルモン発生の要因となる物質を含む建築資機材の使用抑制				
			低環境負荷材料	石材等自然材料の採用				
			環境負荷が少ない建設資機材が採用されている	木材の有効活用				
				熱帯型型枠の使用抑制（針葉材型枠、プラスチック型枠、複合合板型枠等、断熱材兼用型枠等、床型枠用鋼製デッキプレート等、ハーフ PC 工法等、型枠転用回数の向上等）				
			資源循環に配慮した材料	廃棄物を原料とする建築資機材の活用（高炉セメント、フライアッシュセメント等、電炉鋼等の副産物を利用した鉄筋鋼材、汚泥焼成レンガ、ガラスカレット再生品等）				
			資源循環の促進が図られている	建設副産物を用いた再生材の利用（再生砕石、再生骨材等）				
				再利用、再生利用可能な資機材の採用（再生型エアフィルター等、複合材料等リサイクル困難材料の見直し等）				
				解体容易な材料等の採用（建築資機材の定尺寸法に適合した基準寸法の設定、標準化設計、個々の材料に剥離、分解が容易な材料等）				

項目	水準	対象	技術的事項	チェック項目		適用	設計	確認	備考
2－1－3 省エネルギー・省資源 (2－1－4)	施設が消費するエネルギー・資源による環境への負荷を低減するため、施設にかかる負荷を抑制し、エネルギー・資源を有効活用することで、総合的に環境負荷を低減している。	すべて	負荷の抑制	外壁、屋根、床の断熱	外周部の熱負荷低減 半地下、屋根散水				
			内部負荷や地域の環境特性を考慮し、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止等により、建築設備の負荷が抑制されている。	窓の断熱、日射遮蔽、気密化	庇、外ブラインド 複層ガラス、エアフローウインド 建具の気密性				
				局所空調・局所排気	大空間の輻射熱 汚染質発生室の局所排気				
				無駄の回避	エネルギーロスの防止 (冷水⇄温水、冷風⇄温風) 配電損失、配管熱損失、ダクト内抵抗の低減 初期照度補正、人感センサ、照明・空調の制御単位				
			自然エネルギーの利用	自然採光	ライトシェルフ、ハイサイドライト 自動調光システム 昼光利用システム（地階、無窓階）				
			地域の環境特性や建物のエネルギー負荷特性を考慮することで、自然エネルギーが利用されている。	自然通風	開口部の形状、方向、開閉調節				
				その他自然エネルギー利用	太陽光発電、太陽熱給湯、外気冷房システム、 河川・地中熱利用システム				
			エネルギー・資源の有効活用	エネルギーの効率的利用	コージェネレーションシステム、排熱利用				
			建物の建築計画やエネルギー負荷特性を考慮することで、エネルギー・資源が有効利用されている。	負荷平準化	熱負荷特性、維持管理体制等のバランス 潜熱蓄熱・躯体蓄熱				
				搬送エネルギーの最小化	空調・換気の送風機・ポンプ 昇降機の運転制御方式				
				照明エネルギーの最小化	高効率照明器具、高周波点灯型安定器、高効率反射板 照度設定、調光機能 自然光の影響 タスク・アンビエント照明				
				水資源の有効利用	排水再利用システム、雨水利用システム 節水システム				
						最適運用	自動制御・中央監視システム 設備機器の使用状況等の収集分析システム		
2－2 周辺環境保全性									
2－2－1 地球生態系保全	施設建設に伴う施設周辺の生態系へ及ぼす負の影響を最小限に抑えるために、施設が周辺環境に及ぼす影響を十分考慮し、喪失される生態系を最小限にとどめる	(国立公園隣接区域、青年の家、少年自然の家など)以外	敷地改変の最小化	土地自然の特性 周辺の大きな自然環境構造への連続性 地形改変の最小化、生態系保全					
			・地形の改変を最小限にとどめ、生態系の保全が図られている。 ・立地がもつ自然の特性を活かし、良好な環境の保全・創出が図られている。						
			緑化	既存植栽の保存（建物配置、植栽移植） 緑の再生（開発に伴う減少量、質の確保） 建物緑化（外壁面、屋上、囲障） 緑化率					
			敷地緑化 建物緑化 緑化率						
			水の利活用						

項目	水準	対象	技術的事項	チェック項目	適用	設計	確認	備考
			治水性	浸透トレンチ、浸透枘				
			親水性	砕石空隙貯留法				
			ビオトープ	自然生態系の復元				
				維持管理				
2－2－2 周辺環境配慮	施設建設に伴う施設周辺の環境 へ及ぼす負の影響を最小限に抑 えるために、 関係法令等を遵守し、可能な限り 周辺環境に配慮されている	すべて	表土保全	植物生育土壌				
			日照障害	日影規制（建築基準法）				
			地域ごとの日影規制を遵守している	建物配置、建物形状、外装材等の工夫				
			電波障害	施設側の対策（向き、配置、高さ、壁面形状・材料）				
			中高層建築物等では、予測調査等 を行い、建築物の形状や周辺の受信状 況等に応じて、効果的な方法により 障害の発生を防止している。	受信側の対策（共同受信施設、高性能アンテナ） その他（SHFアンテナ）				
			ビル風（風害対策）	建物自体の対策（建築物の形状の工夫）				
			高層建築物等では、ビル風の評価を を行い、著しい風害の発生を防止して いる。	周辺対策（防風用ネットやフェンス、植栽の設置）				
			排水水	生活排水を適切に処理できるシステムの採用				
			下水道法、浄化槽法、水質汚濁防止 法等関連法規、条例を遵守している。	雨水の地下浸透、雨水・排水の再利用の採用				
				水質汚濁防止法				
			排気・排熱	有害物質の発生を抑制するための燃料・機器・システム				
			建築物からの窒素酸化物、炭酸ガス、 亜硫酸ガス、浮遊粒子状物質など有 害物質の排出量を大気汚染防止法等 の諸規制値以下に低減している。	省資源・省エネルギー化、総合的に排出量を削減するシステム 大気汚染防止法、環境基本法				
			騒音・振動	近隣配慮（騒音・振動減と周辺環境の位置関係）				
			設備機器による騒音・振動や、人の 行動に起因する生活騒音を、規制値 以下に低減している。	伝搬経路（防音壁）				
			光害（ひかりがい）	照明の必要範囲、必要照度の適切な設定				
			照明光に対する評価を行い、光害の 発生が予想される場合、効果的な方 法により光害の発生を防止してい る。	照明範囲、時間を適切に設定できる機器				

第3章 安全性に関する性能

項目	水準	対象	技術的事項		チェック項目	適用	設計	確認	備考
3－1 防災性									
3－1－1 耐震									
1) 構造体	地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途に応じ、その性能の確保を図る	すべて	上部構造	中地震動に対する耐震安全性確保					
				部材が弾性範囲内にあり、構造耐力上主要な部分に損傷を生じない	許容応力度設計 限界耐力計算 時刻歴応答解析 その他（ ）				
				大地震動に対する耐震安全性確保					
				保有水平耐力が、重要度係数で割り増した値以上となっている	保有水平耐力計算 限界耐力計算 時刻歴応答解析 その他（ ）				
				地震力に対する抵抗要素のバランス					
				平面的、率面的に釣り合いよく、かつ十分に配置されている	剛性率 偏芯率				
				構造体の強度、剛性、じん性					
				強度、剛性及びじん性が適切に確保されている	大地震動時の層間変形角 崩壊メカニズム				
				鉄筋コンクリート造					
				原則として各部材が、ぜい性的な破壊を生じない	原則D部材が存在しない せん断破壊の防止				
				鉄骨鉄筋コンクリート造					
				・原則として各部材が、ぜい性的な破壊を生じない ・力学的特性及び施工性を考慮した鉄骨部材の納まりとRCとSの適切な応力分担比率が確保されている	原則D部材が存在しない せん断破壊の防止 S造部分の幅厚比、横補剛 適切なRCとSとの応力分担比率				
				鉄骨造					
				・各部材の塑性変形能力が、十分に確保されている ・力学的特性及び施工性を考慮した接合部及び柱脚の納まりとなっている	接合部及び柱脚の施工性 接合部及び柱脚の強度とじん性				
				木質構造 その他特殊な構造					
				・構造形式の特性に応じて部材の強度、剛性及び変形能力が十分に確保されている ・力学的特性及び施工性を考慮した部材の接合方法となっている	適切な検討方法(大地震時の応力に対して短期許容応力度内に納まるように部材・接合部を設計) 免震構造 制震構造				
			地盤・基礎	地盤の性状					
				・十分な地盤調査により液状化等の発生の可能性及びその程度が確認されている ・地盤の性状を適切に考慮し構造体	地盤調査 液状化の可能性 側方流動の可能性 地盤沈下の可能性				

項目	水準	対象	技術的事項		チェック項目	適用	設計	確認	備考												
				に有害な影響を与えない	斜面の崩壊の可能性 土圧の増加の可能性																
				基礎構造の耐震安全性の確保																	
				・基礎構造の損傷が上部構造の機能に有害な影響を与えない	不同沈下の検討 水平力の検討																
				・地盤の性状等に適した基礎形式となっている	液状化の検討 杭の許容応力度設計																
				大地震動に対して鉛直方向の耐力低下が著しくない	杭の水平力の検討 杭の保有水平耐力																
2）建築非構造部材	地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途等に応じ、その性能の確保を図る	下記分類表による	中地震動に対する耐震安全性確保																		
			・全ての建築非構造部材に損傷が生じない		耐力の検討 変形追従性能の検討																
			大地震動に対する耐震安全性確保																		
	Ⅰ 大地震動後災害応急対策活動や被災者の受入れ、危険物の管理に支障となる損傷、移動等が発生しない	避難所となる施設	・構造体の変形に対して追従できる		変形追従性能の検討																
			・地震力に対して破壊、移動、転倒等が起こらない		破壊、移動、転倒の防止措置																
			・強度の確保		次表の設計用標準水平震度によって強度を確保																
	Ⅱ 大地震動により損傷、移動等が発生しても人命の安全と二次災害の防止が図られている	その他Ⅰ以外の施設			設計用標準水平震度																
					<table><tr><td>分類</td><td>上層階 屋上・塔屋</td><td>中間階</td><td>1 階及び 地下階</td></tr><tr><td>Ⅰ</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>0. 7</td></tr><tr><td>Ⅱ</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td><td>0. 5</td></tr></table>	分類	上層階 屋上・塔屋	中間階	1 階及び 地下階	Ⅰ	1. 0	1. 0	0. 7	Ⅱ	1. 0	0. 6	0. 5				
			分類	上層階 屋上・塔屋	中間階	1 階及び 地下階															
			Ⅰ	1. 0	1. 0	0. 7															
Ⅱ	1. 0	0. 6	0. 5																		
人命の安全確保、二次災害防止		外壁、ガラスが脱落しない																			
建築設備の機能維持		適切なクリアランスの確保 ディテールの検討																			
各部設計		ディテールの検討 間仕切り・天井等の性能の確保																			
3）建築設備	大地震動により損傷、移動等が発生しても人命の安全と二次災害の防止が図られている	すべて	中地震動に対する耐震安全性確保																		
			・全ての建築設備に損傷が生じない		耐力の検討 変形追従性能の検討																
			大地震動に対する建築設備の耐震安全性確保																		
			・地震力に対して破壊、移動、転倒等が起こらない		使用者のための避難誘導、警報、消火等に必要な設備機器を固定																
			・強度の確保		次表の設計用標準水平震度によって強度を確保																
					重要機器（防振支持の機器は括弧内）																
					<table><tr><td>上層階 屋上・塔屋</td><td>中間階</td><td>1 階及び 地下階</td></tr><tr><td>1. 5(2. 0)</td><td>1. 0(1. 5)</td><td>0. 6(1. 0)</td></tr></table>	上層階 屋上・塔屋	中間階	1 階及び 地下階	1. 5(2. 0)	1. 0(1. 5)	0. 6(1. 0)										
上層階 屋上・塔屋	中間階	1 階及び 地下階																			
1. 5(2. 0)	1. 0(1. 5)	0. 6(1. 0)																			
		一般機器（防振支持の機器は括弧内）																			
		<table><tr><td>上層階 屋上・塔屋</td><td>中間階</td><td>1 階及び 地下階</td></tr><tr><td>1. 0(1. 5)</td><td>0. 6(1. 0)</td><td>0. 4(0. 6)</td></tr></table>	上層階 屋上・塔屋	中間階	1 階及び 地下階	1. 0(1. 5)	0. 6(1. 0)	0. 4(0. 6)													
上層階 屋上・塔屋	中間階	1 階及び 地下階																			
1. 0(1. 5)	0. 6(1. 0)	0. 4(0. 6)																			
		重要水槽																			

項目	水準		対象	技術的事項		チェック項目	適用	設計	確認	備考
						外壁は耐火構造とし、開口部には防火戸を設置（関連法規の遵守）				
				Ⅱ	火災は火気使用室にとどめ拡大しない	火気使用室は防火区画				
				Ⅲ	関係法令に従い適切な区画となっている	火気使用室の開口部は適切な位置、大きさとした区画措置				
				三 配置・平面計画						
				火元の管理、延焼の防止		収容物の管理がしやすく、出火の場合にも他の施設への影響が最小に押さえられるような配置・平面計画				
						裸火等を利用する室は、他の室との十分な区画措置を図り、他室への延焼が容易に起こらない配置・平面計画				
3）火災時の避難安全確保	火災時における人命の安全性を確保するために、避難する者に応じ、その性能の確保を図る	下記分類表による	避難・誘導							
			Ⅰ	有効な避難計画	すべての在館者に対する火災時の避難・誘導計画					
			Ⅱ		在館者、利用形態、管理形態等の特性に応じた現実的な避難計画					
			Ⅲ		在館者の存在する可能性のある時点の火災にも有効に働く避難計画					
	Ⅰ	高齢者、身体障害者等が安全に避難できる	高齢者、身体障害者が多数利用する施設または専用施設	Ⅰ	水平避難や籠城避難も含めた計画	同一階隣接区画への避難、十分な区画性能を持った場所での籠城避難の考慮				
				Ⅱ	明快で多重性の確保された計画	分かりやすい平面計画、避難経路、避難階段の設置による明快な避難誘導計画				
	Ⅱ	多数の利用者が火災に対して十分な余裕を持って避難できる、かつ、施設に熟知しない利用者が円滑に避難できる	多数の利用者が利用する施設、または、施設に熟知しない利用者が頻繁に利用する施設（分類Ⅰの施設は除く）	避難場所の安全確保		熱からの安全				
						煙からの安全				
						倒壊、飛来物、落下物からの安全				
						面積確保				
				避難経路の安全確保		熱からの安全				
	Ⅲ	施設の職員等、特定の利用者が火災に対して安全に避難できる	分類Ⅰ及びⅡ以外の施設			煙からの安全				
						内装材				
						避難者の滞留				
				円滑な避難		避難経路上に、避難に支障を与える危険性のある材料を使用しない				
						避難出口がどの位置にいる避難者からも明快に確認できる				
						避難経路内の戸は、原則として避難方向に開き、通常の力で開放できる				
						避難経路内の戸は避難者がいる間施錠されてはならない				
						原則として床の段差は設けない				
				避難が行われている間、どの床面においても 1lx 以上の明るさを確保する						
3－1－3 耐浸水	水害に対する安全性を確保するために、施設の有する機能、施設が被害を受けた場合の社会的影響、	特記による	水位		再現期待値が 100 年確率の水位に対して建物への浸水を防御できる					
			防御方法		防御方法が「敷地制御」又は「建物制御」となっている。					

項目	水準	対象	技術的事項		チェック項目	適用	設計	確認	備考
	施設が立地する地域的条件等に応じ、その性能の確保を図る		水防区画		災害時の建物への出入路の確保 作業空間の確保 排水設備の設置 水防壁、水防囲障、地下外壁、耐圧スラブの構造				
			防御面及び出入口・開口部		開口部への水防設備の設置				
			排水設備		設計水位、防御方法の建物本体との整合 配水管等の設計水位以下の貫通防止				
			配管・ケーブル・ダクト等		設計水位、防御方法の建物本体との整合				
			水防設備等の表示		水防ライン、逆流防止弁位置等の見やすい表示				
			その他		水防設備は日常業務の妨げとならないこと 無人建物の水防設備は原則常時閉鎖とする				
3－1－4 耐風									
1）構造体	建築物の存在期間中に数回遭遇する強風に対して建築物が損傷しない	すべて	風圧力に対する安全性		許容応力度設計 限界耐力設計 風圧力の算定 建築学会荷重指針				
2）建築非構造部材	建築物の存在期間中に数回遭遇する強風に対して建築非構造部材が損傷しない	すべて	風圧力に対する安全性		許容応力度設計 局部風圧力の検討 適切なクリアランスの確保 開放型アトリウムの内装・仕上 風圧力の算定				
3）建築設備	建築物の存在期間中に数回遭遇する強風に対して建築設備が損傷しない	すべて	風圧力に対する安全性		許容応力度設計 適切なクリアランスの確保 軽量でせいの高い設備機器の検討 風圧力の算定 建築学会荷重指針				
3－1－5 耐雪・耐寒									
1）構造体	・建築物の存在期間中に数回遭遇する積雪に対して建築物が損傷せず、極めて希に発生する大規模な積雪に対して倒壊、崩壊しない ・過去及び将来において生ずる可能性のある最大の凍結深度の地盤凍結に対して構造体及び外構が損傷しない	すべて	積雪荷重 再現期間 50 年の積雪に対して建築物に損傷を生じない		適正な垂直積雪量の算定 雪の偏積の考慮 許容応力度設計 積雪量の人為的な制御を考慮しない				
2）外部空間、外装及び建築設備	寒冷気候における雪害・凍結・凍害等による外部空間の安全性、建築外装や設備機器等の機能が十分に確保されている	すべて	外	外部空間及び通路	ノンスリップ材料の選定 雁木や屋根付歩廊の設置 融雪や消雪（囲水利用の考慮） 除雪対策（排雪水路、排雪場所等）の確認				
				落雪・落水	屋根、窓廻り等雪だまりを生じないディテール 雪止め金物 融雪設備、つらら防止 小屋裏の断熱によるすがもり防止 落雪、落水の恐れのある部分の隔離、安全通路の確保				
			外	仕上材料の耐凍害性	コンクリート打放し仕上面の対凍害性能の確認				

項目	水準	対象	技術的事項		チェック項目	適用	設計	確認	備考
			装		同上、骨材の乾燥度合いの確認				
					同上、十分な表面仕上げまでの乾燥養生期間				
					防水押え、現場打ち排水側溝等の耐凍害対策検討 (PC ブロック等の採用)				
					屋根防水仕様の耐凍害、耐積雪性を確認				
			建築設備	落雪・落水	堆積しにくい形状				
					融雪対策				
				機器	寒冷地仕様				
				配管	積雪量より高い架台や基礎				
3－1－6 耐落雷	建築物・工作物が落雷から保護されている	落雷の可能性の高い施設	建築物・工作物の保護		ドレン廻りの融雪対策				
					堅樋の断熱、防露対応				
					ドレンの凍結防止				
					保護角の確保				
					適切な避雷設備				
					適切な避雷システム				
					突針の風圧に対する安全性確保				
					鉄骨や鉄筋を避雷導線として使用する検討				
3－1－7 常時荷重					腐食や経年劣化による接地抵抗値の増大を考慮した接地極材料				
					構造体の地下部分を接地極として利用する検討				
					大地抵抗率が高い場合、電極配置の配慮と埋設地線工法の採用を考慮				
1) 常時荷重 (固定荷重・積 載荷重)	固定荷重・積載荷重により使用上 問題となる損傷が生じない	すべて	構造体の損傷防止		各部材応力が長期許容応力度以下の確認				
					変形が長期に許容される変形量以下の確認				
					鉄骨造の梁のたわみ				
					通常の場合はスパンの 1／300 以下				
					片持梁では 1／250 以下を目安とする				
					長スパン梁においてはたわみ量にも注意する				
					R C 造、スパン 10m を超える梁、片持梁、片持スラブはク リープ変形を考慮した変形量を算定				
2) 常時荷重 (土圧・水圧)	建築物に作用する土圧・水圧によ り使用上問題となる損傷が生じな い	すべて	構造体の損傷防止		地下水位は地下水汲み上げ抑制による回復、あるいは季節変 動を考慮して設定				
					各部材応力が長期許容応力度以下				
					変形が長期に許容される変形量以下				
					偏土圧によって生ずる構造体の変形量を使用上問題となる 損傷を生じない変形量に留める				
					各部材応力が長期許容応力度以下				
					変形が長期に許容される変形量以下				
					建物重量が水圧による浮力を上回る				
					各部材応力が長期許容応力度以下				
3) 常時荷重	特殊荷重により使用上問題となる	すべて	構造体の損傷防止		変形が長期に許容される変形量以下				
			浮き上がり、転倒防止		水圧に対して建物全体の浮上りがない				
					偏土圧による転倒を生じない				

項目	水準	対象	技術的事項	チェック項目	適用	設計	確認	備考
(特殊荷重)	損傷が生じない		構造体に使用上問題となる損傷が生じないように、部材の剛性と強度が確保されている	設備荷重は実状を調査し適切に設定する 繰返し荷重を受ける場合は繰返し回数を考慮して性能を設定				
			建築非構造部材の損傷防止	構造体の変形量を建築非構造部材に使用上問題となる損傷を生じない量に留める				
			特殊荷重によって生ずる構造体の変形に対して非構造部材に使用上問題となる損傷が生じない					
3－2 機能維持性								
3－2－1 機能維持性	ライフラインが途絶した場合においても必要な行政機能が維持できるように、災害応急活動の必要性に応じ、その性能の確保を図る。	特記による	電力供給機能	非常時に施設の機能維持が長時間できるよう、商用電力や建物内事故停電・長期停電においても必要な電力供給機能が確保されている。				
			通信機能	非常時においても建物内・外との通信が行なえるよう、公衆通信網の途絶や建物内事故及び停電時においても必要な通信機能が確保されている。				
			給水機能	非常時に給水機能を維持するため、地域の特性、職員数、災害応急対策要員数等を考慮して、必要な水量及び水質が確保されている。				
			排水機能	非常時に排水機能を維持するため、地域の特性、職員数、災害応急対策要員数等を考慮して、必要な排水量に対応できる排水機能が確保されている。				
			空調機能	非常時に施設の機能維持が長時間できるよう、熱源の途絶や停電時においても重要室の空調が停止しない空調機能が確保されている。				
			備蓄機能	非常時の活動に必要な、非常用の食料、飲料水、医薬品及び生活物質を保管できるよう、人員、日数等を考慮して備蓄用スペースが機能が確保されている。				
3－3 防犯性								
3－3－1 防犯性	施設を活用，運営する上で、あらゆる面において防犯性を高める措置や、設備が確保されている。	すべて	利用者のセキュリティー	安全であること バリアフリーであること 誰もが理解できること プライバシーが確保されている 見通しが利くこと 照度の確保				
			財産のセキュリティー	開口部の強度の確保 ピッキングに対する配慮 死角を作らない I T V（監視カメラ） 機械警備・防災設備				
			情報のセキュリティー	出入口の2重ロック 照合システム（指紋、網膜、テンキー）				

第4章 機能性に関する性能

項目	水準	対象	技術的事項	チェック項目	適用	設計	確認	備考
4－1 利便性								
4－1－1 移動	人や物の移動が容易にかつ安全に行えるために、その性能の確保を図る。 ・施設に熟知しない利用者が、他者の案内を受けずに、容易に目的地まで到達できる。 ・利用者が集中した時においても、利用者が安全かつ円滑に移動できる。	すべて	経路 ・敷地及び施設の主な入り口が、容易に見つけることができ、又はそこへ誘導されるようになっている。 ・室・空間を結ぶ入り口、階段、エレベーター・エスカレーター等が、容易に見つけることができ、かつ、行き先別に見分けることができる。	主な入り口の視認性 連絡通路など 階段の視認性 エレベーター・エスカレーターの視認性				
			動線 ①異種動線の交錯回避 ②動線の短縮	車と人の動線の分離 搬入動線と、利用者の動線が分離 外来の利用者と職員の動線が分離 動線の短縮化				
			サイン ①視認性 ②誘導性	視認性が優れている 利用者を目的地まで容易に導くものとなっている 自分の位置ならびに目標の位置が確認できる 目標までの道筋、方向及び距離が確認できる 不必要な場所へ誤って侵入することを回避 目的地に到達したことが確認できる。				
			スペース、寸法等 ・エントランスホール、ホール、ホワイエ等は、利用形態、利用者数等に応じて十分なスペースが確保されている。 ・廊下、階段、斜路等の寸法、幅員、勾配等は、想定される利用者数等に応じた寸法が確保されている。	談話・交流・休憩・待ち合い ソファや椅子などの家具 空間のヴォリューム（広さ、高さ） 空間の明るさ 余裕のあるゆったりとした寸法 分煙				
			仕上げ、ディテール等 ・転倒、転落等の事故防止が図られている。 ・屋外通路は、日射、風雨、雪、落下物から通行者が守られている。	段差の解消（段差の前後の床の色の变化） 手すりの設置 防滑性（雨、雪） ガラスの衝突防止 屋根付き歩廊、サンシェード、雁木				
			搬送設備 ①エレベーター・エスカレーター 建築規模、用途、利用人員等に応じて、適切な機種、構造となっている。 ②駐車場 斜路勾配、車路寸法、車室寸法等の各部構造が、関係法令に適合している。	機種、台数 定員、速度 機能、性能 制御、管制 収容台数 斜路 車路、車庫 管理（有料、無料）				
			建具等の可動部分	自動扉または手動扉の選択 引き戸や開き戸などの扉形式や開閉機構 レバーハンドルや握り玉といった操作部分および錠前 建具の開閉時の視認性（ガラス）飛散防止				
			シャッター及び排煙装置	自動・手動 個別・一斉				
4－1－2 操作	施設の各部分の操作が容易に、わかりやすく、かつ安全に行なえるために、施設を利用する対象者等の条件に応じ、その性能の確保を図る。	すべて						

項目	水準		対象	技術的事項		チェック項目			適用	設計	確認	備考		
			ック項目選択)	室の配置・形状等により、周辺及び他室からの騒音が緩和されている。		室内騒音源からの離隔の確保								
				騒音源対策										
				機器から発生する騒音をできる限り騒音源にて処理することで、周囲に与える騒音が抑制されている。		低騒音型機器の採用								
						防振基礎								
						空調方式								
						換気方式								
						吹出口風切音								
						吸込口風切音								
				伝搬の抑制										
				建築躯体・ダクト・配管等を伝搬する騒音が十分に抑制されている。		遮音・防音装置								
						建築躯体（透過損失）								
						ダクトルート								
						配管ルート								
						遮音壁の欠損								
				構造部材・内装等										
十分な遮音性・吸音性を確保することで、室内の騒音の抑制、隣室への音声等の漏洩が防止されている。		壁の透過損失												
		壁の吸収・反射性												
		床の透過損失												
		床の吸収・反射性												
		天井の透過損失												
		天井の吸収・反射性												
4－3－2 光環境	Ⅰ	機能に合わせた光の演出が出来るとともに、能率良く作業する明るさが確保されている。	講演、プレゼンテーションが行われる室、来客が予想される居室等	照度分類										
				室の用途等に応じた照度となっている。	Ⅰ	室・空間の用途等に応じた照度（350～750 lx）								
					Ⅱ	室・空間の用途等に応じた照度（350～750 lx）照度分布は、照明均斉度を考慮。								
		Ⅲ	室・室空間の用途に応じた照度（80～750 lx）											
	Ⅱ	目の疲労を防ぎ、能率良く作業するための均一な明るさが確保されている。	一般事務作業を行う居室等	グレア・輝度分類										
				グレアによる不快感を伴わないよう、室・空間の用途に応じて、グレア規制が行われている。又、適正な輝度分布が確保されている。	Ⅰ ＜G分類（視覚的特性）によるグレア規制＞	G O	ルーバー付	グレアを十分制御						
						G 1 a	拡張パネル、プリズム、ルーバー付	上級室でグレアを十分制御						
	G 1 b	下面開放形	上級室でグレアをかなり制御											
	G 2	開放型	グレアを制御											
	G 3	直付型等	グレア制御不必要											
	V 1	VDT作業専用室												
	V 2	VDT作業を長時間行う室												
	V 3	VDT作業を短時間行い、室雰囲気に対して鉛直面照度を考慮する場合												
		Ⅱ ＜V分類（CRT画面の反射防止）によるグレア規制＞	（グレア規制が行われている）											
		Ⅲ												
	Ⅲ	用途に応じた光環境が確保されている。	建物の運営や維持管理のために必要な設備関係諸室、特殊用途の室、廊下	光色	室・空間の用途及び機能に応じたものとなっている。		室内の寒暖・快適性・雰囲気の印象							
				演色性			照明した物体の色の忠実に見える程度							
				意匠性分類		Ⅰ・Ⅱ		配光特性・デザイン・配置・空間用途の適正						
						Ⅲ		—						
				採光	室・空間の用途に応じて、自然光による採光がなされている。	室・空間の配置								
						開口部								
						演出性								
				照明制	制御方法は、エネルギーの節約、経済		ゾーニング							

項目	水準		対象	技術的事項		チェック項目		適用	設計	確認	備考		
				御性	性、将来に対するフレキシビリティ等に配慮したものとする。	自動検知 調光							
4－3－3 熱環境	Ⅰ	負荷変動応答性に優れ、個別に制御可能な熱環境が確保されている。	人員の変化や不定期な利用及び来客が予想される居室等	温湿度分類									
				温湿度規定	Ⅰ・Ⅱ	夏期	DB 2 6℃、RH 5 0％						
				温度規定		冬期	DB 2 2℃、RH 4 0％						
						夏期	DB 2 6℃、RH ー％						
						冬期	DB 2 2℃、RH ー％						
						夏期	DB ー℃、RH ー％						
			冬期	DB ー℃、RH ー％									
	Ⅱ	一般事務室に適した熱環境が確保されている。	一般事務庁舎の事務室等	気流分類									
					Ⅰ・Ⅱ	V=0.5m/s 以下							
						吹出口・吸込口の配置（冷温風の均一化）、ドラフト							
				Ⅲ	室・空間の用途に応じた気流、制気口配置								
	Ⅲ	機器等の維持管理に適した熱環境が確保されている。	建物の運営や維持管理のために必要な設備関係諸室	放射（輻射）									
				周辺環境・外壁・ガラス等から受ける熱負荷が低減されている。		建物方位・形状							
						外壁の断熱性能							
						ガラスの断熱性能							
						開口部の大きさ							
			(水準によりチェック項目選択)	空調システム・制御分類									
				熱負荷傾向、室・空間の使用条件、空調条件及び管理方法等を十分検討し、合理的な空調ゾーニングを行う。	Ⅰ	気温・気候等の屋外条件野変化及び人数・使用時間・作業内容等の室・空間の使用条件の変化に対応できている。							
					Ⅱ	気温・気候等の屋外条件野変化及び人数・使用時間・作業内容等の室・空間の使用条件の変化に対応。ゾーニングは、熱負荷の傾向、室の使用条件等を考慮して、機能的、経済性の向上が図られている。							
					Ⅲ	設備関係諸室の熱負荷の除去は、原則として換気によっている。							
				熱負荷対策	発熱量の少ない省エネルギー型機器の採用等、発生する熱負荷が低減されている。		低発熱機器の採用（照明）						
							低発熱機器の採用（設備機器）						
							発熱機器の局所空調・換気対応						
				結露（表面・内部）	室内の温室度及び壁構造を考慮することで、室内に発生する表面結露及び内部結露が抑制されている。		室内での水蒸気の発生を抑制						
					空調機・換気による除湿								
					外壁内部埋込の金属管・ボックスや壁貫通の金属管及び壁の隅角部の断熱材設置								
								壁構造考慮（壁表面温度を低下させない為の断熱材考慮）					
4－3－4 空気環境				Ⅰ	一般事務室に適した空気環境が確保されている。	一般事務庁舎の事務室等	換気量分類						
	快適で効率的な業務を行うために必要な新鮮空気が確保されている。	Ⅰ	3 0 m3/h 人以上										
			給気の確保				温調新鮮空気						
							熱交換器新鮮空気						
			隣室空気										
	Ⅱ	機器・什器等の機能確保、維持管理に対して、適正な空気換気環境が確保されている。	建物の運営や維持管理のために必要な設備関係諸室並びに燃焼ガスや排気ガスの発生する室・空間等	換気必要因子ごとに換気量を算定してその最大値以上となっている。		Ⅱ		換気回数（回/h）					
								新鮮空気の確保					
				換気方式分類									
				換気方式は、室・空間の用途、位置（階）、床面積等に応じたものとなっている。外気取入口の大きさ、位置等は、周辺環境、建物の配置、		Ⅰ・Ⅱ		第1種換気方式					
							第2種換気方式						
							第3種換気方式						
							給排気口	位置・大きさ・形状					

項目	水準	対象	技術的事項		チェック項目		適用	設計	確認	備考
		ック項目選択)	平面計画を考慮して、人間活動に必要な導入外気の空気清浄度が確保されている。	操作	導入外気の清浄度確保					
					換気経路					
					館内エアーバランス					
					集中（遠隔）操作					
					自動運転	連動				
						タイマー				
						サーモ・ヒューミ				
						雑ガスセンサー・人感センサー				
			空気清浄度分類							
			快適で効率的な業務を行うために空気清浄度が確保されている。	I	C O 2 濃 度 ： 喫煙対応	非喫煙ゾーンとの開口気				
1000ppm 以下	流 ： 0. 2m/s 確保									
C O 濃 度 ： 燃焼対応										
10ppm 以下										
S P M 濃 度 ： 0. 15m g /m3 以下										
建築資材の適正な選定によりホルムアルデヒド、揮発性有機化合物（VOC）の発生抑制										
	II	利用目的と使用状況の合致								
4－3－5 衛生環境	水、衛生器具が人の健康等に悪影響を与えない。	すべて	給水給湯設備							
			水質は、室・空間用途や水廻り空間環境に応じた適正なものとなっている。	残留塩素濃度の確保						
				クロスコネクション禁止						
				逆サイホン作用の防止						
				機器・配管材料の汚染防止						
				給水タンク等の汚染防止						
			水量、圧力、水温は、室・空間用途や水廻り空間環境に応じた適正なものとなっている。	給水・給湯方式						
				配管管径						
				ウォーターハンマーの防止						
				防露・保温（凍結・結露防止）						
				加熱・加圧防止						
				給湯の管内滞留域防止						
				配管・機器の清掃の容易性						
				更新性（バルブ）						
			排水再利用水・雨水利用水・井水							
			排水再利用水、雨水利用水、井水を使用する場合、水質・配管設備は、室・空間用途及び水回り空間環境に応じた適正なものとなっている。	上水と配管種類の分離・表示区分						
				配管・機器の清掃の容易性						
				更新性						
				腐食対策						
			便所洗浄水利用	「排水再処理水の配管設備の取り扱いについて（S56 建住指発第 91 号）」						
				「再処理水を原水とする雑用水道の水洗便所用水の暫定水質基準などの設定について（S56 厚環計第 46 号）」						
			排水設備							
			排水の水質を十分考慮して、排水方式の決定、適正な水質処理、貯蔵、廃棄を行うことで、室・空間への汚染が 防止されている。	下水道法・条例	の水質基準適合	系統分け				
						水処理				
						除外施設				
						3 階以上滴水試験継手の設置				
			管の構造・管径・勾配・管材	掃除口・桝の適正設置						
				更新性						

項目	水準		対象	技術的事項		チェック項目				適用	設計	確認	備考									
								ループ通気を原則														
								床下通気管接合の禁止														
								通気管末端開口位置														
				空調用水		レジオネラ菌等による汚染が防止されている。	適正システム															
				衛生器具設備		衛生器具設備の個数は、建物用途、利用状況等に応じたものとなっている。	水処理 数量 設置スペース 操作性・節水性															
				ごみ		ごみの分別、貯蔵場所、貯蔵方法等のごみの廃棄処理は、ごみの種類に応じた適切なものとなっている。	分別・貯蔵場所・貯蔵方法 換気・給排水設備															
4－3－6 振動	Ⅰ	地震以外の要因によって、心理的及び生理的不安や生活上の支障となる振動が発生しない。	静かさの確保を重視しつつも鉛直振動や床衝撃音を知覚しやすい居住用途の室等	鉛直振動分類 対象とする床の振動数(Hz)に対する応答変位振幅（μm）及び応答加速度振幅（cm/S2）が、次表のとおりとなっているか、またこれと同等以上の性能が確保されている		垂直振動	連続振動・及び間欠的に繰り返し発生する振動		性能評価区分	Ⅰ	V-1.5 レベル以下											
										Ⅱ	V-3 レベル以下											
										Ⅰ	V-5 レベル以下											
											Ⅱ	V-10 レベル以下										
											Ⅰ	V-10 レベル以下										
	Ⅱ	地震以外の要因によって、振動が発生しても、生理的不安や生活上の支障が生じない。	振動の発生が、執務能率に影響を及ぼすおそれのある居室等				（水準によりチェック項目選択	水平振動	床衝撃音		JISA1419区分	Ⅰ	LH-50、LL-45 レベル以下									
												Ⅱ	V-30 レベル以下									
												Ⅰ	H-2 レベル以下									
													Ⅱ	H-3 レベル以下								
4－4 情報化対応性																						
4－4－1 （１） 情報設備設置環境 （情報処理機能）	Ⅰ	情報化に対応した、通信・情報システムの構築ができる。	1 台/ 1 人程度の OA 端末機が導入され、それぞれが LAN 接続される施設等	建築 設置スペース、配管・配線スペース		Ⅰ	通信・情報システム		位置・面積・荷重 情報設備スペース：面積の 10～30%程度、床荷重 4900～5900N/m2 を確保													
															Ⅱ	端末機等による情報化		フリーアクセスフロアの検討				
	Ⅱ	情報化に対応した、端末機の設置ができる。	水準Ⅰ以外の施設	外光対策		直射日光遮蔽装置・ブラインドの設置 ディスプレイの反射防止配置計画																
			（水準によりチェック項目選択）	建築設備 電源		Ⅰ	OA 盤の専用化 幹線・分電盤・OA 幹線の専用化検討															
															Ⅱ	OA 盤の専用化						
															照明		「オフィス照明基準(照明学会技術基準 JIEC-0011)」グレード分類により器具採用を検討 ディスプレイの反射防止配置計画					
															(２) 情報設備設置環境 （情報交流機能）		利用者へ情報提供できる通信・情報システムの設置ができる。	すべて	建築	設置スペース、サイン	端末機や情報表示装置設置スペース サイン・案内システム等の提供	
建築設備	通信・情報システム	端末機や情報表示装置等の設置環境 ネットワークシステムの設置																				

項目	水準		対象	技術的事項		チェック項目		適用	設計	確認	備考	
4－4－2 （１） 情報設備信頼性 （情報処理機能）	Ⅰ	災害が発生した場合に、通信・情報システムの一時的な停止はあるが、速やかに再運転ができる。	広域的システムを構築して、運用している施設	建築	被害拡大防止 フリーアクセスフロア		情報処理装置、什器、備品等の耐震固定検討					
							耐震構造又免震構造使用					
	情報処理装置の耐震固定											
	Ⅱ	災害が発生した場合に、通信・情報システムが停止してもよいが、非常時回復後に再運転ができる。	建物単位でシステムを構築して、運用している施設	建築設備	漏水対策		直上階・隣室・外壁からの浸水防止措置の検討					
							室内に水配管のない計画					
							直上階や室内に水使用機器・配管がある場合	直上階の防水				
	防水堤											
	漏水検知機											
		(水準によりチェック項目選択)			停電対策	Ⅰ	無停電装置の設置検討					
							空冷式自家発電設備の採用考慮					
							相当時間連続運転できるよう配慮					
							建物内幹線の二重化の検討					
					建築物内事故停電対策	Ⅱ	重要機器に対する無停電装置の検討					
						Ⅰ	重要度に応じ受変電設備・幹線等の二重化					
					Ⅱ		重要機器に対する無停電装置の検討					
						通信機能維持	Ⅰ	引き込みケーブルの多重化の検討				
					建物内バックアップ機能（蓄電池設備＋発電設備＋建物内幹線の二重化）の充実							
					有効な耐震・雷害等の対策							
通信引き込み口には雷害対策												
空調設備					Ⅰ	重要室の空調を非常時相当期間継続運転可能システムの構築						
						耐震性や耐火性に優れた材料の使用検討						
	—											
（２） 情報設備信頼性 （情報交流機能）	災害が発生した場合に、通信・情報システムが停止してもよいが、非常時回復後に再運転ができる。	すべて	建築	建築設備	被害拡大防止		内装材の落下防止措置の検討					
					停電対策		重要機器に対する無停電装置の検討					
					建物内事故停電対策		—					
					通信機能維持		—					
					空調設備		—					
4－4－3 （１） 情報設備拡張性 （情報処理機能）	将来の端末機等の更新や軽微な増設・変更等に適切に対応できる。	すべて	建築	増築スペース・作業スペース		端末機器の更新増設変更に対応						
				搬出入ルート		設備機器更新作業の天井内の余裕検討						
			建築設備	搬出入ルート		開口部寸法に余裕度確保						
				配線ルート		ケーブルラックや予備配管を設置						
						重要な情報システムの電源停止しない電源システムを検討する						
（２） 情報設備拡張性 （情報交流機能）	情報交流手段の変更に適切にかつフレキシブルに対応した通信・情報システムが構築できる。	すべて	建築		搬出入ルートにおける開口部寸法に余裕度確保							
					外部搬入口から直接搬出入可能							
					搬入E Vから直接搬出入可能							
			建築設備		汎用性のある機器の採用							
					外部との予備ルート確保							
				メンテナンスが容易可能な配管・配線スペース確保								

第5章 経済性に関する性能

項目	水準	対象	技術的事項	チェック項目	適用	設計	確認	備考
5-1 耐用性								
5-1-1 耐久性に関する性能	使用期間中に建物の機能を維持するため、構造体、建築非構造部材、及び建築設備についての性能の水準。	すべて						
1) 構造体			鉄筋コンクリート造 耐久年数間の鉄筋の健全性に（腐食の程度）が確保されている	鉄筋のかぶり厚さ				
				鉄筋の防錆処理				
				エキスパンションジョイント				
				伸縮目地				
				塩化物量 0.30kg/m3				
			鉄骨造 耐久年数間の鋼材の防せい効力が確保されている。	防錆処理				
			木造 白蟻の食害や腐朽菌による腐朽及び接合金物類の腐食に対して、耐久年数間の木材の構造耐力が確保されている。	防蟻処理				
				防腐処理				
				環境条件に対する配慮				
2) 非構造部材			合理的更新、交換サイクル 構造体の目標とする耐久年数内でライフサイクルコストが最小となる材料、工法等が用いられている。					
				エコマテリアルの推奨				
				リサイクル材の推奨				
3) 建築設備			合理的更新、交換サイクル 構造体の目標とする耐久年数内でライフサイクルコストが最小となる材料、工法等が用いられている。	部材の更新回数を下げる				
			設備機材等の耐久年数 必要に応じて経年による能力低下に設備容量等の割増しを設定し、設置場所に応じて塩害対策、寒冷地対策、多雪地対策を行う。	経年変化による能力の割増し				
				機器の設置場所の環境				
			設備スペースの配置及び大きさ 設備方式、設備機材等に応じてスペースの確保					
				配管スペースのゆとり				
				機械室のゆとり				
5-1-2 フレキシビリティに関する性能	社会的状況の変化に対応して施設機能を提供できるように用途変更や機能変化等に応じる性能の水準	すべて	建築 面積の余裕度	増築、増設を予測した計画				
				PS、EPS 等の設備スペース				
			階高の余裕度	スペースの転用				
			床荷重の余裕度	梁下端と天井仕上げとの間隔				
			間仕切、外壁の可変性	床荷重の割増し部分の配置				
				モジュールプランニング				
				設備機器の計画的な配置				
				可変性の高い乾式間仕切				
				増築が想定される外壁の構造				

項目	水準	対象	技術的事項	チェック項目	適用	設計	確認	備考
			建築設備					
			設備容量、配管・配線スペース等の余裕度	予備の設備スペース 予備の設備ルート				
			設備機器・システムの可変性	端末部分のモジュール化 ゾーニングの細分化 個別分散制御方式				
5-2 保全性								
5-2-1 作業性に関する性能	施設の維持管理業務が効率的にかつ安全に行えるための性能の水準	すべて	作業スペース、搬入・搬出ルート、設備配管スペース					
			作業スペース／清掃及び点検等の作業が効率的に行える。	建築外周と敷地境界との間隔				
			機材等の搬入・搬出ルート／清掃及び点検保守等に使用する機器の移動ルートの確保	機材の搬入・搬出ルートの確保 屋上のメンテナンス通路 手摺の位置の確認 窓ガラスの内側からの清掃				
			設備配管スペース／メンテナンス作業が効率良く行えるスペース	清掃用ゴンドラ・丸環 各種点検口の適切な配置				
			内外装材料・ディテール					
			清掃作業が不要もしくは容易で、清掃頻度を低減できる。	外壁の汚れ防止ディテール メンテナンスフリーの内外装材				
			建築設備					
			設備機器・システムは清掃及び点検・保守等が容易で効率的に行える。	メンテナンス作業用のスペース確保 清掃しやすい仕上げ、ディテール 高い天井の電球交換への配慮 器具の取り付け高さメンテナンス				
5-2-2 更新性に関する性能	建築物及び建築設備の更新を容易かつ経済的に行う。	すべて	作業スペース、搬入・搬出ルート、設備配管スペース					
			作業スペース／更新作業が容易に行えるスペースの確保。	建築外周と敷地境界との間隔 機材の搬入・搬出ルートの確保				
			資材機材等の搬出入ルートを確認。	清掃用ゴンドラ				
			設備配管スペースは更新作業の為のスペースを確認。	バルコニーの設置 天井ふところの余裕度				
			隣接する部材やシステムの分離と組み合わせ					
			更新周期の異なる部材及びシステムは、更新作業が効率的に行えるように適切に分離され、組み合わせられている。	外壁の構法 内壁・床の構法	P C版、カーテンウォール等による分離 乾式構法等による仕上材間の分離			
				仕上げ 建築と設備	ブロック状材料の選定 二重床の採用			
			建築設備					
			各機器の寿命バランス・互換性の整合が図られ、いっせいに更新作業がおこなえる。	更新周期の整合 更新工事の合理化 機器、構成部品の互換性 大型機器の分割				